

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1者）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	鹿島建設株式会社	1か月
代表者氏名	代表取締役社長 天野 裕正	
本店所在地	東京都港区元赤坂 1-3-1	

3 入札参加停止の理由

鹿島建設株式会社の元現場事務所長は、環境省の発注工事において、当該工事の下請業者から金銭を受領したにもかかわらず、確定申告をせず所得税約8,300万円を免れたとして、令和3年6月29日に所得税法違反で仙台地方検察庁に起訴された。

4 停止期間の始期及び終期

令和3年8月24日から令和3年9月23日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内